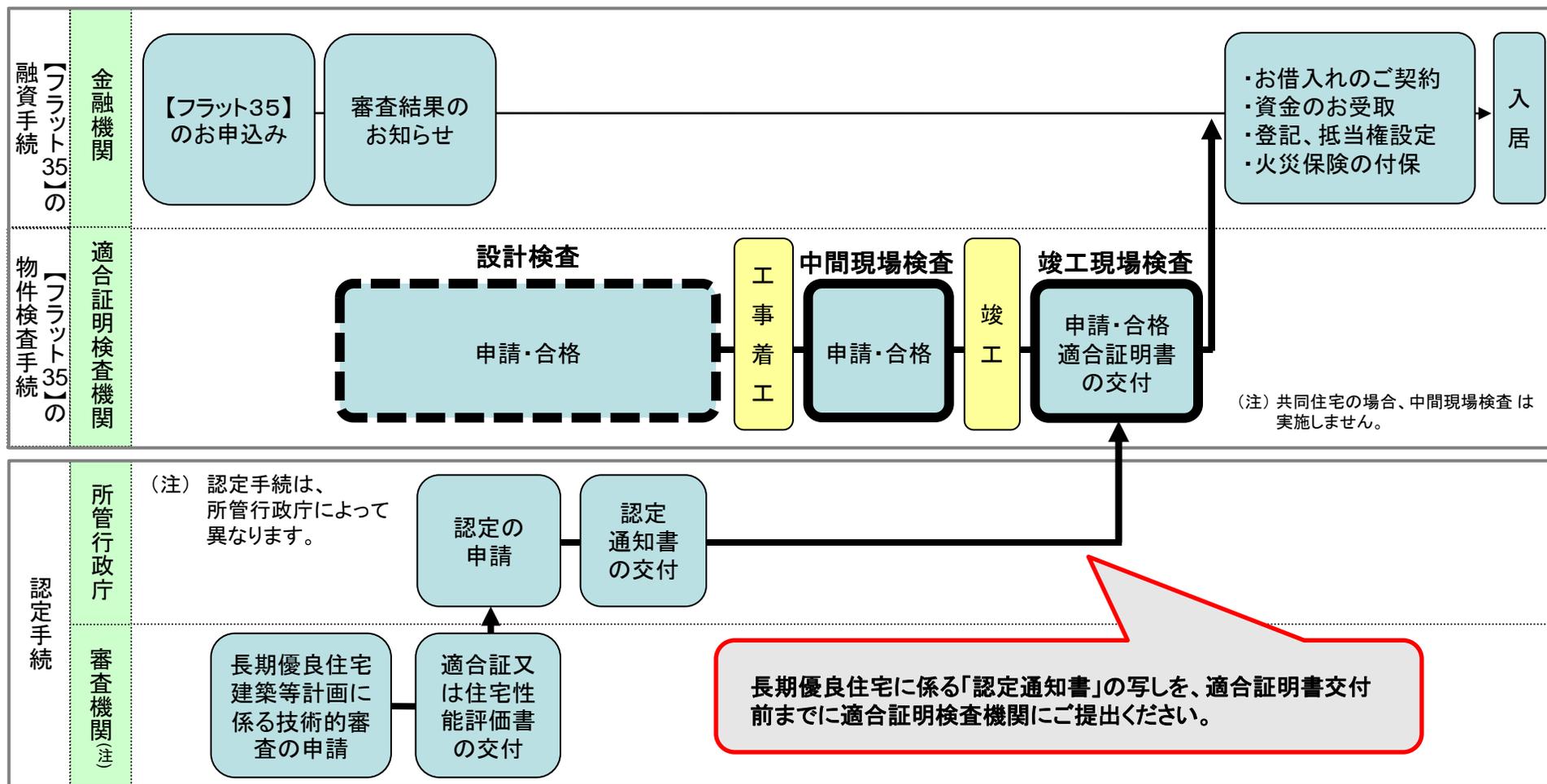


「長期優良住宅」の認定通知書を取得して、 【フラット35】S(金利Aプラン)をご利用される場合の手続



(注) 審査機関＝登録建築物調査機関または登録住宅性能評価機関

- 【フラット35】の物件検査に必要な書類については、「【フラット35】物件検査のご案内」(*)をご覧ください。
- 【フラット35】の物件検査の申請受理を行う検査機関と長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査を行う検査機関が同一機関である場合、設計検査を省略できる場合があります。また、住宅性能表示制度を活用し【フラット35】の設計検査や中間現場検査を省略できる場合、住宅瑕疵担保保険の現場検査または建築基準法の中間検査を実施し、【フラット35】の中間現場検査を省略できる場合があります。詳しくは、「【フラット35】物件検査のご案内」(*)をご覧ください。

(*) 一戸建て等の場合=<http://www.flat35.com/files/300115663.pdf> 共同建ての場合=<http://www.flat35.com/files/300115664.pdf>